【別紙】　　作成 高知県医師会

令和７年度特定健康診査における受診結果等提出の留意事項

1. 受診結果等書類の提出先について

受診後１週間以内に、幡多医師会加入の医療機関は幡多医師会へ、その他の郡市医師会加入の医療機関は、高知県医師会へのご提出をお願いいたします。

2. 特定健康診査を実施する前について

（参考：実施要領　P22～24 Ⅲ-2-1～Ⅲ-2-3　受診当日の受付）

① 受診券面に記載の有効期限、検査項目、自己負担額、集合Ｂ契約参加保険者の確認
② 被保険者証の確認（受診券に記載の被保険者証番号との確認）
③ 受診券に住所の記載がされているか、印字済み受診券の場合は住所等に変更がないかの確認
（受診結果は受診券に記載の住所に送付しますので、印字されている内容に変更が生じた場合には、必ず修正記入欄に変更後の住所等を記入してください。）

3. ［様式 11］問診票の記入について

（参考：実施要領　P24 Ⅲ-2-3　受診当日の受付(5)、注 29）

高知県独自の問診票となっております。また、全国契約（集合Ａ契約）に参加している医療保険者も独自の問診票となっておりますが、受付できませんので、高知県独自の問診票（両面記載）を受診者に記載していただき、ご提出をお願いいたします。

4. 詳細検査の実施について

（参考：実施要領　P4　Ⅰ-1-3　特定健健康診査　②詳細項目、注 7）

受診者が記載された問診票の「1. 該当する疾患にて通院（経過観察含む）していますか？」の質問に対する項目で、（2）高血圧症、（3）糖尿病、（4）脂質異常症、（6）心疾患、（8）貧血症のうち１箇所でも、「服薬・治療中」、「経過観察中」にチェックがある場合は、『既に医療機関において管理されている者』として判断され、詳細項目の実施はできませんのでご注意下さい。

5. ［様式 12］結果入力票の記入漏れや記入欄違い等について

記入漏れや間違いがあると、受診施設に問合せするため受診者への受診結果送付が遅れることになりますので、結果入力票送付前には再度、記入漏れ等がないかご確認をお願いいたします。

6. 受診結果等提出書類の順番について（参考：実施要領　P27 Ⅲ-4-2　受診後の事務）

受診結果等提出書類は、健診実施日付順に整理し、受診者一人ごとに、①受診券、②問診票、③結果入力票 の順番で、左上をホッチキスで留めて提出して下さい。

なお、実施報告明細票（県医師会報告用）は、一緒に留めないようにお願いします。

本会としましては、受診結果等提出書類のチェック作業の時間短縮に努めて行きたいと思っておりますので、ご理解ご協力下さいますようよろしくお願い申し上げます。

7. 受診者への健診結果について

受診者への結果送付は受診日より１か月後となりますので、４月１日より受診できますが、結果送付は５月末ごろになることを受診者にお伝え願います。